# 令和4年度 「いじめ防止基本方針」



鉾田市立鉾田南中学校

# 鉾田市立鉾田南中学校「いじめ防止基本方針」【概要】

1 いじめ防止基本方針策定の目的 …P.1

学校が生徒たちの健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、基本方針を 策定するとともに、組織を設置して具体的な対応を推進する。

- 基本的方針 …P.1
  - (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、

- ◆本校に在籍する生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う、
- ◆心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、
- ◆当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法第2条」
- (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利やその他の活動を著しく侵害し、その心身の健全 な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあ る。したがって、いじめ防止等の対策は、「いじめが行われないようにする」、「いじめが、いじめられた生 徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにす る」ために行う。加えて「いじめの問題を克服する」ことを目指して行う。

- (3) 基本認識
  - ① 教職員の責務

本校職員は、基本理念にのっとり、学校全体でのいじめの防止及び早期発見に取り組むとと もに、本校生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する。

② 保護者の責務

我が子が、いじめを行ったり、いじめの黙認やいじめへの加担をしたりすることがないように親子で話 し合う。また、いじめを発見したら、学校或いは教育委員会等の関係機関に相談・通報する。

- (4) 目標(5つの取組)
  - 未然防止への取組の徹底
- 早期発見への取組の徹底
- 早期解消への取組の徹底
- 関係職員との連携の徹底 教職員研修の充実の徹底
- 3 いじめ防止等に取り組むための組織の設置 …P.2 4 いじめの認知について …P.3
- 5 いじめの防止等に関する措置 …P.3
  - (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
  - (2) 未然防止
    - ① 居場所づくり・絆づくり
- ② わかる授業づくり ③ 生徒会を中心とした生徒主体の活動の充実

  - ④ 規律正しい学校生活 ⑤ 配慮が必要な生徒への指導·支援 ⑥ いじめ防止指導計画の整備

- (3) 早期発見

  - ① SOS の出し方に関する教育 ② 日常のコミュニケーションと観察
- ③ 定期アンケートの実施
- ④ キャリアカウンセリング (教育相談) ⑤ 相談窓口の周知
- ⑥ インターネット等利用に対して ⑦ 情報共有の場
- (4) いじめに対する措置
  - ① 発見したり、通報を受けたりした時の対応 ② いじめられた生徒(保護者)への支援
  - ③ いじめた生徒への指導、保護者への助言 ④ 集団への働きかけ
- ⑤ インターネット上のいじめへの対応 ⑥ いじめの解消 6 関係機関との連携 ···P.8
- 7 教職員研修の充実 ···P.8
- 8 重大事態への対処 ···P.8
  - (1) 重大事態の定義

# 重大事態とは

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(※1)があるとき
- ② いじめにより相当の期間(※2)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ※1 被害生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったとき
- ※2 年間30日を目安とするが、30日に達する前、並びに、連続して欠席しているような場合
- (2) 重大事態の判断
- (3) 重大事態の発生報告
- (4) 重大事態の調査の主体の判断

- (5) 重大事態の調査にかかる対応
- (6) 解消と再発防止
- 鉾田南中学校「いじめの重大事態対応フロー図」…P.11
- 9 いじめ防止基本方針に係る生徒指導年間計画 … P.12
- 10 取組評価と見直し ··· P.13
- ◆鉾田市立鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会 設置要項 …P.14

# 鉾田市立鉾田南中学校「いじめ防止基本方針」

# 1 いじめ防止基本方針策定の目的

学校が生徒たちの健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、基本方針を 策定するとともに、組織を設置して具体的な対応を推進する。

# 2 基本的方針

# (1) いじめの定義

本校では、法に則り、「いじめ」とは生徒に対して、本校に在籍している生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

# 【参考】「いじめ防止対策推進法」

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在 籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影 響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対 象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規 定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部 を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

# (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利や学校生活やその他の活動を著しく侵害し、 その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重 大な危険を生じさせる恐れがある。(人権の尊重)

したがって、いじめ防止等の対策は、全ての生徒が、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。

また、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、「いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする」ことを旨とする。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、茨城県、鉾田市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

いじめ防止の対策や取組は、本校の教育目標の礎となるように、生徒理解につとめながら行っていく。そして、いじめ防止には地域や関係諸機関との協力が必須であり、密に連携を図りながら行っていくものとする。さらに生徒の主体性を生かした取組を具現化し実践していくことで、学校全体の「いじめ撲滅」に対する意識を高めていく。

#### (3) 基本認識

# 【参考】「いじめ防止対策推進法」

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

# ◎いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

# ① 教職員の責務

本校職員は、基本理念にのっとり、本校在籍生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関と連携を図りつつ、学校全体でのいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

# 【参考】「いじめ防止対策推進法」

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

# ② 保護者の責務

我が子が、いじめを行ったり、いじめの黙認やいじめへの加担をしたりすることがないように親子で話し合う。また、いじめを発見したら、その場で指導するとともに、速やかに学校或いは教育委員会等の関係機関に相談・通報する。

# 【参考】「いじめ防止対策推進法」

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童 等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の 必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止 等のための措置に協力するよう努めるものとする。

#### (4) 目標

本校では、次の5つの取組の徹底を図ることを目標とする。

- 未然防止への取組の徹底
- 早期発見への取組の徹底
- 早期解消への取組の徹底
- 関係職員との連携の徹底
- 教職員研修の充実の徹底

#### 3 いじめ防止等に取り組むための組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他実態に応じて校長が必要 と認める者

- (2) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- (3) 委員会は次に上げる事務を所掌する。
  - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
  - ② いじめの未然防止や早期発見に関すること
  - ③ いじめ問題の認知とその対応に関すること
  - ④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること
  - ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること
  - ⑥ 教職員研修の企画、立案に関すること
  - (7) 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること
  - ⑧ 生徒や保護者・地域への学校基本方針の主旨等についての周知・理解活動に関すること
- (4) 委員会は校長が招集する。
- (5) 委員会は年2回定例会として招集し、いじめ事案を想定できる場合は、その都度臨時会として 招集する。

また、日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に対応するため、生徒指導部連絡協議会を毎週開催し、いじめ防止に関する協議を行う。

- (6) 以下のような事態の時、市教育委員会を通じて市長に報告する。重大事態の事実関係を詳細かつ速やかに調査する。また、市長が再調査を行う場合、再調査を行う組織に積極的に資料を提供する。
  - ① 「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(生徒が自殺を 企図した場合等)

- ② 「生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 (欠席30日を目安とするが、重大事態の疑いが生じた段階で、迅速に調査を開始する)
- ③ 「生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じた(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む)申し立てがあったとき」

## 4 いじめの認知について

いじめの認知は、特定の教職員によることなく、「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」を 活用して行う。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って、以下の4つの要件について検証し、積極的に認知する。

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断する に当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈しないように努める。

本人がいじめられていることを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子を きめ細かく観察するなどして確認する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断において、いじめられた生徒の主観を確認する際に、 行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある 事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対して法の趣旨を踏まえた適切な指導、対応等を行う。

好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合もある。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」へ情報共有する。

#### 5 いじめの防止等に関する措置

「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」が中核となり、以下に示す学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置について実効的・組織的な対応を行う。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
  - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
  - ② 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく、いじめの防止等に係る校内研修の企画や計画的な実施
  - ③ 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し (PDCA サイクルの実行)
- (2) 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

- ① 居場所づくり・絆づくり
  - ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し、人間関係づくり を推進する。
    - ・全校集会や学級活動等で、日常的にいじめの問題に触れる
    - ※「いじめられる側に問題はない」、「大人に話すことは当たり前である」、「ささいな嫌がらせや意地悪でも、繰り返したり、みんなで行ったりすることは深刻な精神的危害になる」

- ・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実による豊かな情操と道徳心の育成
- 教職員の情報交換による多面的生徒理解と協力協働指導体制の構築
- ・元気な挨拶やコミュニケーション指導の実施
- ・ソーシャルスキル学習や構成的グループエンカウンターを取り入れた特別活動の実施(SCとのTTなど)
- ・学級集団アセスメント調査の実施と活用(年2回6月・11月)
- イ 生徒の社会性を育成することができるように努める。
  - ・キャリア教育の推進(職業調べ、職業体験活動等)
  - ・地域行事へのボランティア参加の推進
- ② わかる授業づくり
  - ア 2分前着席から始まる授業時の習慣、発表の仕方や聞き方等の約束の徹底
  - イ 自己指導能力の向上を図る生徒指導の3機能を生かした授業の充実
  - ウ 一人一人が活躍できる授業の工夫
  - エ パーソナルワーク、グループワーク、クラスワークを積極的に導入した授業の実践
  - オ 教職員自らの自己指導能力の向上と強化
- ③ 生徒会を中心とした生徒主体の活動の充実
  - ア「いじめ撲滅フォーラム」
  - イ 生徒集会時における呼びかけ
- ④ 規律正しい学校生活
  - ア 鉾田南中学校のきまり・約束の徹底
  - イ 教職員の適切な認識、言動、態度等による指導の徹底
- ⑤ 特に配慮が必要な生徒への指導・支援
  - ・発達障害を含む障害のある生徒
  - ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
  - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
  - ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
  - ・新型コロナウイルス感染症等を理由とした差別や偏見を受ける可能性のある生徒
  - ア 日常的に当該生徒の特性を踏まえた支援
  - イ 保護者との連携、周囲の生徒に対する組織的な指導の実施
- ⑥ いじめ防止指導計画の整備

教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携により、職員会議等、防止対策、早期 発見について、それぞれで取り組む内容・具体的事項を明記する。

# (3) 早期発見

- ※ ささいな変化に気付き、気付いた情報を共有し、速やかに対応する。
- ① SOS の出し方に関する教育

困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のために、「SOSの出し方に関する教育」(年1回、7月)を実施する。

- ② 日常のコミュニケーションと観察
  - アー人間的ふれ合いを基盤にしたコミュニケーション活動の活性化を図る。
    - ・授業時、休み時間、部活動時の生徒と教師、生徒同士
    - ・教師間の情報伝達
    - ・保護者との密な連絡による連携
  - イ 一人一人に声をかけ、よりきめ細やかな観察に努める。
    - ・チェックリストの活用(出席呼名、授業時、休み時間、校内巡視等)
    - ・個々の実態把握や情報収集(日記や生活ノート等のやりとり)
- ③ 定期アンケートの実施

生徒の実態を探り、関わりを深めるためのアンケートを実施する。

- ア 学校生活アンケート(年10回4・5・6・9・10・11・12・1・2月)
- イ 生徒携帯スマホ・ネット調査、保護者向け携帯電話等アンケート(年2回)
- ウ アンケートを生かす教育相談の在り方(校内研修)
- ※ 上記アンケートの原本等は5年間、結果を記録した文書等は5年間、学校にて保存する。

- ④ 教育相談(キャリアカウンセリング)
  - ア 年3回(6·11·2月)以上の定期的な教育相談を実施し、一人一人の悩みや不安に応じる教育相談体制を確立する。
  - イ 生徒・保護者から訴えがある場合は、速やかに臨時的な教育相談を行う。
  - ウ ③のアンケート等で気になる回答については、必ず「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」に報告し、速やかに臨時的な教育相談を行うなど適切に対応する。
  - エ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家の積極的・効果的な活用を図る。
- ⑤ 相談窓口の周知
  - 鉾田市適応指導教室「すずらんルーム」相談 電話 0291-33-4433 (平日 9:00~16:30)
  - 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター鹿行地区 電話 0291-33-6317

(月・水 9:00~16:30、火・木・金 9:00~18:30)

「いじめをなくそう!ネット目安箱」 アドレス rokkouijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp (茨城県いじめ・体罰解消サポートセンターホームページから)

○ 子どもホットライン 電話 029-221-8181 (毎日 24 時間対応)

FAX 029-302-2166

Eメール kodomo@edu. pref. ibaraki. jp (子どもホットラインで検索してホームページから)

- 24時間子供 SOS ダイヤル 電話 0120-0-78310 (毎日 24 時間対応・通話料無料)
- 茨城いのちの電話 電話 029-350-1000 (毎日 24 時間対応)
- ⑥ インターネット等利用に対して

生徒・保護者並びに地域の人々へメディア情報の実態を伝達し、課題の正しい理解を図り、 必要な啓発活動(年2回、7月・2月)を実施する。

ア 学校だより等のプリント配付

- イ 情報モラル研修会
- ウ メディア教育指導員等によるケータイ・ネット安全教室やスクールサポーターによる非行 防止の講演の開催
- ⑦ 情報共有の場

生徒の実態を共通理解し、明確な対応に取り組むための定期会議を実施する。

・職員会議、不登校対策委員会、生徒指導部連絡協議会、学年会、さわやか委員会(いじめ防止 対策推進委員会)

# (4) いじめに対する措置

教職員がいじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」に報告し、その日のうちに学校の方針を決定することを基本とし、組織的な対応を行う。

被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の向上の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の理解を得て対応する。必要に応じて関係機関・専門機関 と連携して対応する。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

#### 【参考】「いじめ防止対策推進法」

(いじめに対する措置)

- 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを 受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行 うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめを やめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関す る専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援 及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- ① 発見したり、通報を受けたりした時の対応
  - ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
  - ・生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。 その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
  - ・いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、迅速に「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」に報告する。
  - ・「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」は情報の共有を行った後、速やかに関係生徒から 事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
  - ・情報を収集し事実関係を把握した上で、いじめの疑いのある事案は、いじめが発生したもの として調査にあたる。
  - ・校長は、事実確認の結果を鉾田市教育委員会に報告する。
  - ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、鉾田警察署に迅速に 相談又は通報し、適切に援助を求める。
- ② いじめられた生徒(保護者)への支援
  - ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任が あるという考え方はあってはならず、「心情」を傾聴し、自尊感情を高めるよう留意する。
  - ・「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」において情報共有を行い、「事実」と「心情」を区別して事実関係の確認を行い、組織的な対応方針を決定する。いじめの事実関係が確認できない場合でも、生徒の「心情」の支援策を検討する。
  - ・判明した事実関係や今後の対応方針等については、家庭訪問等により遅滞なく保護者に伝え、 理解と協力を求める。
  - ※ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
  - ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携 し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
  - ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
  - ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得る。
  - ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ③ いじめた生徒への指導、保護者への助言
  - ・いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。
  - ・「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」において情報共有を行い、「事実」と「心情」を区別 して事実関係の確認を行い、組織的な対応方針や再発を防止する措置等について決定する。
  - ・いじめの事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、判明した事実に対する保護者の理解や納得を得る。学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめの事実関係が確認できない場合でも、聴き取りの経緯や内容、「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」の判断等について保護者に説明し、理解を得る。
  - ※ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
  - ・いじめた生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
  - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行 為の責任を自覚させる。
  - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察等の連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
  - ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の 専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ④ 集団への働きかけ
  - ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
  - ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
  - ・学級全体で話し合いなどを行い、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

# ⑤ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、学校での情報モラル・校則遵守の指導と共に家庭での指導が 不可欠である。保護者と連携・協力し双方で指導を行う。また、学校、保護者だけでは解決が 困難な事例が多いため、警察等関係機関との連携を図って対応する。

- ・情報モラル教育を年2回行う。(年2回、5月・9月)
- ・保護者への啓発活動として、インターネットの利用についての家庭での約束事や有害情報への対策 のためのフィルタリングの導入、いじめの定義を確認した上での情報モラル、インターネット上の不適 切な書き込み等を削除するための協力依頼等についての依頼文書を配付する。(年2回、7月・2月)
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、被害者本人や保護者に削除の意思を確認し、「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議 報告書 学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集 教育委員会等向け(文部科学省平成24年9月)〈資料編〉第2章 削除依頼等の対応の基本」を参考にしながら、削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は水戸地方法務局 鹿嶋支局(〒314-0032 鹿嶋市宮下5-20-4 電話:0299-83-6000)の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鉾田警察署(電話:0291-34-0110)に通報し、適切に援助を求める。

# 【参考】「茨城県いじめの根絶を目指す条例」

(インターネットを通じて行われるいじめの防止等)

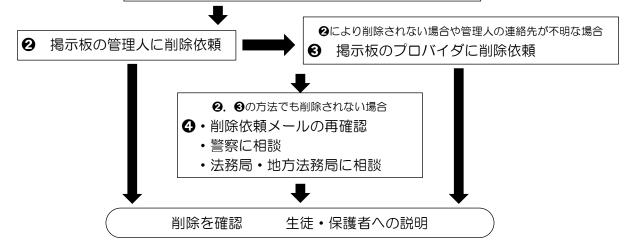
第18条 県は、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキング サービスその他のインターネットを通じて行われるいじめの防止等を図るため、市町村、学 校その他の関係者と連携し、児童生徒に対するインターネットの適切な利用に関する教育、 保護者への啓発その他の必要な措置を講じるものとする。

## ○掲示板等への書き込みや画像等への対応

ネット上のいじめの発見 生徒からの相談



- 書き込み内容の確認
  - 掲示板のアドレスを記録
  - 書き込みをプリントアウト
  - 携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など



# ⑥ いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが『解消している』状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。判断は、「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」が行う。

- 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していること
- 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。また、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する。

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態として、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを目的に、いじめに対する措置を行う。

# 6 関係機関との連携

(1) 保護者

学校公開日や個別面談等、学校及びPTA行事に保護者が来校する機会において、「学校の基本方針」「家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。また、前記の法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。さらに、面談等で生徒の家庭状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員、保護司、青少年相談員や地域住民と連絡を取り合う。(年2回「さわやか委員会」含)いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所等の関係機関に相談する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、直ちに警察に通報し、援助を求める。

(4) 学校以外の団体等

社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめについて連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、生徒が在籍する学校と連携して対応する。

(5) その他

いじめの関係する生徒が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

# 7 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(2) 事例研究

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

# 8 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
  - ① 生命心身財産重大事態

「いじめ防止対策推進法」

# 第28条第1項

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようなケースを想定し、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

いじめの事案で被害生徒が転校した場合は、転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、「生命心身財産重大事態」に該当することが考えられ、適切に対応を行う。

築

# ② 不登校重大事態

「いじめ防止対策推進法」

#### 第28条第1項

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、鉾田市教育委員会 又は「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」の判断により、迅速に調査に着手する。

## (2) 重大事態の判断

重大事態に該当する「疑い」がある事案については、鉾田市教育委員会に報告・相談をして情報共有を図り、鉾田市教育委員会又は「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」が慎重かつ丁寧に判断する。

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- 被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

※ ここにいう「認める」とは「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない。よって「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」又は鉾田市教育委員会が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」又は鉾田市教育委員会が重大事態として捉える場合があり、調査した結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。

# (3) 重大事態の発生報告

「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに鉾田市教育委員会を通じて、市長に重大事態が発生した旨を報告する。

(4) 重大事態の調査の主体の判断

鉾田市教育委員会が、重大事態の調査主体を、学校が主体となるか、鉾田市教育委員会が主体 となるか、又はどのような調査組織の構成にするかについて判断する。

(5) 重大事態の調査に係る対応

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事態の再発防止が目的であることを認識する。

# ◎ 学校を調査主体とした場合

鉾田市教育委員会の指導・支援のもと以下のような対応に当たる。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

「鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることを検討する。

客観的な事実認定を行うことができるよう、公平性・中立性を確保するように努める。

② 調査方針の説明等

調査実施前に、被害生徒・保護者に対して、以下の事項について説明する。

- ・調査の目的・目標
- ・調査主体(組織の構成、人選)
- ・調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ・調査事項(いじめの事実関係、市教育委員会及び学校の対応等)
- ・調査対象(聴き取り等をする生徒・教職員の範囲)
- ・調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順)
- ・調査結果の提供(被害者側、加害者側に対する提供等)

## ③ 事実関係を明確にする調査の実施

大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。 この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この際、被害生徒やいじめに係る情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、調査を実施する。

※ いじめを受けた生徒や保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗等の経過報告を行う。

## ④ 調査結果の提供・説明

鉾田市個人情報の保護に関する条例等に従い、情報提供及び説明を適切に実施する。

・事前に説明した方針に沿って、被害生徒・保護者に調査結果を説明する。

市長に調査結果を報告する際、被害生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、調査結果の報告に添えることができることを説明する。

- ・加害者側への情報提供に係る方針について、被害生徒・保護者に改めて確認した後、加 害者側に対する情報提供を実施する。
- ⑤ 調査結果の報告

調査結果及びその後の対応方針について、(鉾田市教育委員会を通じて)市長に報告・説明を行う。

⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果において認定された事実に基づき、共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証し、必要な具体策と再発防止策を講じる。

被害生徒への支援、加害生徒への指導等を行う。

# ◎ 市教育委員会を調査主体とした場合

鉾田市教育委員会の指示のもと、 資料の提出など、調査に協力する。

(6) 解消と再発防止

いじめを受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

# 【文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の例示】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
  - ・リストカットなどの自傷行為を行った。
  - ・暴行を受け、骨折した。
  - ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
  - ・殴られて歯が折れた。
  - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
  - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
  - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
  - スマートフォンを水に浸され壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - ・欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)該当校へは復帰ができないと判断し、転学(退学も含む)した。

# 【県教育委員会「いじめの重大事態対応マニュアル」不登校重大事態の例示】

- ⑤ いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合
  - ・いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが、 被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。
  - ・一定期間連続して欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申し立てがあった。

# 鉾田南中学校「いじめの重大事態対応フロー図」

学校へのいじめの疑いに関する情報 上へ 生徒・保護者等からの申し立て レ

#### を 重大事態の 発生

✓ いじめ・不登校対策委員会による
判断・認知

# (1) 発生報告 (教育委員会を通じて)学校の設置者に重大事態の発生を報告

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」 →生徒が自殺等を企図した場合等
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」 →年間 30 日を目安
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

# 学校が調査主体となる場合(鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会の実施)

# (2) 実態把握 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他実態に応じて校長が必要と認める者 スクールカウンセラー、警察、スクールサポーター、子ども家庭課、民生委員、児童委員、 生徒指導相談員、青少年相談員、保護司、学区内小学校生徒指導主事、PTA役員等)



# 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

事実確認調査 · 情報収集 · 説明責任(被害者·保護者に対する調査方針の説明)

- ※ 対象生徒、関係する生徒、保護者、教職員を対象とする聴取(網羅的ないじめ行為、客観的な事実)
- ※ 誰がどのように動くかの決定、承認。全職員の迅速な行動
- ※ 説明事項(①目的・目標、②調査主体、③調査スケジュール、④調査事項、⑤調査方法、⑥結果の提供方法)

情報の収集

情報の一本化

窓口の一本化



# いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

③ 被害者の保護	関係児童への指導・援助	(4) 加害者への対応
いじめを受けた生徒(保護者)		いじめた生徒(保護者)
・身柄の安全確保	保護者・地域社会への啓発活動	・事実の確認と指導
・安心して相談できる体制		・「いじめは絶対に許されない行為で
・「絶対に守る」という信頼感		ある。」の確認と再発防止



# (5) 調査結果の報告 (6) 市長への報告 調査結果を学校の設置者(教育委員会)に報告

設置者から地方公共団体の長等に報告



# (7) 解消と再発防止調査結果を踏まえた必要な措置各担任各学年生徒保護者地域関係機関等いじめ解消事後観察・支援継続取組評価と見直し【継続した情報交換・援助】【日常観察・SCとの連携】【組織の分析・改善】

# 学校の設置者が調査主体となる場合

学校は、設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

# 9 いじめ防止基本方針に係る生徒指導年間計画

<i>y</i> v		の防止基本方針に係る生使指導	1			I .	1	1
月	常時	生徒指導 ①到達目標 ②生活目標 ③指導目標	①いじめ防止対策推進委員会 ②関係機関連携	学校行事等	学級活動との関連	道徳との関連(主題名) ①1年 ②2年 ③3年	キャリア カウンセリング	取組
		① 基本的生活習慣を身に付ける。	①方針決定·実施計	· 1 学期始業式	・集団生活の向上	①ありがとうの力	• SC∙SSW Ø PR	Α
		② あいさつをしっかりやろう	画(校内)	・入学式	・健康・安全	②心を形に	(印刷物·掲示)	В
4		事故に遭わないようにしよう	②警察・児相・適応	・対面式	<ul><li>家庭・生活環境理解</li></ul>	③おもてなしの心	・相談担当者	С
		③・信頼関係づくり (生徒同士、生徒と教師)	指導教室との連絡	<ul><li>・交通安全教室(1年)</li></ul>	・望ましい人間関係		の割当	F
		・安全タスキの着用、交通ルールの遵守		<ul><li>校外学習(3年)</li></ul>	・学ぶこと・学習態度			G
		① 学校生活でのリズムを意識し、自ら時間を意識した	②警察・児相との情	• 地区陸上	<ul><li>自主的態度</li></ul>	①いじめのない集団	・SC との面	Α
		行動ができるようにする。	報交換	<ul><li>前期生徒会選挙</li></ul>	・集団生活の向上	②支え合う生命	談 (1年)	В
5		② 時間を守ろう		<ul><li>生徒総会</li></ul>	・健康で安全な習慣	③いじめを許さない		F
		<ul><li>③・登下校時刻</li></ul>		・グリーンロード清掃		心		G
		・時間前行動と着席						
		① 生徒主体の活動の活性化や望ましい生活への支			・集団生活の向上	①ともに生きる	・第1回定期	В
		援に努める。	及び結果の共有	・体育祭		②個性を尊重する社		D
		② 清掃をしっかりやろう	O M 111 / 2 111 - 111	・第1回定期テスト		会	ウンセリン	F
6		③・生徒会、委員会、係活動の工夫を通して、生徒主		<ul><li>地区総合体育大会</li></ul>		③生きていることの	グ	G
		体の活動の場を活性化する。	②性教育公演		・自主的な学習態度	軌跡		
		・個と集団を生かす学級活動の実施						
		・丁寧な水拭き、湿気時のから拭き	0.00			0.1.4		
		① 1学期の反省をし、反省を改善するための支援を						A
		行う。	やか委員会)	・実力テスト	・望ましい人間関係			E
7		② 集中して授業に臨もう	②警察・児相との情			③ともに生きる社会		F
		③・積極的な教育相談の実施、話を聞く態度	報交換	・薬物乱用防止教室(2年)	解決	あの実現		G
		・生活、学習の自己評価	②非行防止教室	· 1 学期終業式	・健康で安全な生活			Н
	生徒	・夏休みに向けての事前指導の充実		・二者・三者面談	態度			-
	徒指導	① 生活リズムの立て直しをする。	②警察・児相との情	☆ 對田奈礼(奈礼巡視)	<ul><li>社会の一員として</li></ul>			F
	導部	② 自分自身を見つめ直そう	報交換		の自覚			G H
8	連	③・学校生活での生活リズムを意識し、自ら時間			<ul><li>・進路適正と将来設計</li></ul>			Н
	絡協議	を意識した行動ができるようにする。						
	議会	・生徒の日常観察を元に交流を図り、夏期休業中から						
	会のも	の生徒の変化を察知し、的確な指導を進める。	②数据 旧地上のは	0 24411/44-15	#四4ばの点!	07.1 4.4 4 1.47	00 0 10 14	
	実施	① 生徒一人一人の心の居場所づくりや学級、学年、				①みんなをまとめる 		A
	通	部活動への所属感を深めさせる。	報交換	・第2回定期テスト	・個性の理解と尊重		(2年)	B
9	1	② 思いやりの気持ちを持って友達に接しよう		・修学旅行(3年)	・望ましい人間関係			G
	<u> </u>	③・夏休み生活アンケート調査		<ul><li>職業体験(2年)</li></ul>		③豊かな人権感覚		G
	緊	<ul><li>・基本的生活習慣の再定着</li><li>・心の変化の早期発見と対応</li></ul>						
	急い	① 生徒が存在感や所属感を実感できる学級づくり	①いじみた <i>は</i> て新年	. 大扶 è	<ul><li>集団生活の向上</li></ul>	①公平とは何か		В
	じめ	① 生徒が存住感で別属感を実感できる子板ワマリ の修正を図る。	の中間点検		<ul><li>・学校生活の問題解決</li></ul>			F
	防	② 交通ルールを守ろう	②警察・児相との情		<ul><li>・健康で安全な生活</li></ul>			G
10	止対	③・約束、ルールを大切にする指導の充実(モラルの		- JEICANIA	態度・習慣	の日間する心		G
10	策推	(3・約末、ルールを入切にする指導の元美(モブルの 構築と再修正)	和文1英		歴及・白頂			
	進	・自主、自律の育成						
	委員	<ul><li>・生徒に活動の場を与え、褒め、認める。</li></ul>						
	会	① 生徒理解の深化を図り、生徒一人一人が充実した	の数宏・旧相レの標	. 贬惟欠	<ul><li>・不安や悩みの解決</li></ul>	①古さ合う宮族	・第2回定期	В
	(発 生	学校生活を送るための援助指導に努める。	報交換		・自主的な学習態度		キャリアカウ	
	三時	② 学習に積極的に取り組もう	+K X 195	・二者・三者面談	・健康で安全な生活		ンセリング	F
11	•	③・学習の準備の励行		—————————————————————————————————————	態度・習慣	の圧争り必我	2 ( ) )	G
	市教	・授業における積極的な学習相談の実施			添及 日頃			٦
	育	・部活動における積極的な活動相談の実施						
	委員会	① 2学期の学校生活の反省の場を設け、改善につい	①いじめに係る教職	<ul><li>実力テスト</li></ul>	<ul><li>集団生活の向上</li></ul>	①伝統を守る		Α
	会	ての指導を実施する。	員自己点検	・グリーンロード清掃	・健康で安全な生活	0,,,,,,		В
	の報	② 健康に留意した生活をしよう	②警察・児相との情		習慣	③夢の実現		E
12	答	③・学習、生活の自己評価	報交換	<ul><li>・2学期終業式</li></ul>				F
		・うがい、手洗い						G
		・冬休み、新年に向けた事前指導の充実						н
		① 新年、3学期の目標づくりの支援に努め、進路指導	①いじめ防止基本方	• 3 学期始業式	<ul><li>基本的な生活習慣</li></ul>	①お互いを認め合う		В
		の機能を十分に活用した積極的な指導を心がける。	針の変更案作成	<ul><li>県学力診断のため</li></ul>		②分かり合うこと		С
		② 新年の計画を立てよう	②警察・児相との情	のテスト(1・2年)	<ul><li>学ぶことと働くこと</li></ul>			F
1		③・生活面・学習面、進路、部活動	報交換	<ul><li>宿泊学習(1年)</li></ul>	<ul><li>不安や悩みの解決</li></ul>			G
		<ul><li>計画的な進路指導と生活指導の並行</li></ul>		<ul><li>三者面談(3年)</li></ul>				н
L I		・新年の目標づくりの実施					<u></u>	
		① 生徒の悩みや友人関係の改善に努める。問題行動	②警察・児相との情	· 入学説明会	・集団生活の向上	①誠実な生き方	・第3回定期	Α
		の未然防止、早期発見、早期指導、事後指導に努め		<ul><li>第4回定期テスト</li></ul>	・望ましい人間関係		キャリアカウ	В
		る。		· 立志式(2 年)	・健康・安全	③よりよい社会の実		F
2		② 誇りある校風を築こう			<ul><li>社会の一員として</li></ul>	現		G
		③・積極的な教育相談を展開する。			の自覚と責任			
		・個に応じた特別支援の計画と実施						
		①・「自己実現」についての1年間のまとめと反省をさ	①第2回委員会(さ	<ul><li>県立高校学力検査</li></ul>	・集団生活の向上	①人間としての生き		Α
		せ、来年度へ生かせるように支援する。	わやか委員会)	・実力テスト(1・2年)	<ul><li>将来設計と進路選択</li></ul>	る喜び		В
		・卒業式、修了式が最高の場となるよう指導する。	②警察・児相との情	・3 年生を送る会	<ul><li>相互理解と協力</li></ul>	②家族のきずな		E
		② 感謝の気持ちを持とう	報交換	・卒業式・修了式		③かけがえのない生		F
3		③・まとめと反省が生かせる工夫ある指導の実践				命		G
		・助け合い、支え合い、学び合いながら学校全体で						Н
		作り上げる儀式的行事への取組	A:文書	作成・発行 B∶学校≤	生活アンケート C∶i	携帯スマホアンケート	D:Q-U 検査	Ē
			E:授業	アンケート F∶企画st	会提案 • 検討 G: 職	員会議提示・共通理解	解 H:校外3	巡視

# 10 取組評価と見直し

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、目標の5項目に関して以下の評価 規準によって、本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止への取組の徹底の評価規準	達 成 で きた	ある程度 できた		達成でき なかった
① 生徒の自己指導能力を高めること				
② 生徒の自己肯定感を高めること				
③ 生徒の規範意識を高めること				
④ 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築すること				
⑤ 情報モラル教育を推進すること				
(2) 早期発見への取組の徹底の評価規準	達 成 で きた	ある程度 できた		達成でき なかった
① いじめの早期発見に努めること				
② 保護者が学校へ相談できる関係の構築				
③ 生徒や保護者への複数の相談窓口の周知				
(3) 早期解消への取組の徹底の評価規準	達 成 で きた	ある程度 できた		達成でき なかった
① 被害者の心のケアができた。				
② 適切にいじめの事実を確認できた。				
③ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができ、生徒理解と再発防止策を講ずることができた。				
④ 重大事態の調査をし、市教育委員会を通じて市長へ報告できた。(重大事態があった場合)				
⑤ インターネットを通じて行われるいじめの対応と再発防止策を講ずることができた。				
(4) 関係職員との連携の徹底の評価規準	達 成 で きた	ある程度 できた	あまりでき なかった	
① 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。				
② 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。				
③ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。				
④ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。				
(5) 教職員研修の充実の徹底の評価規準	達成で きた	ある程度 できた	あまりでき なかった	
① 実践的研修を行うことができた。				
② 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。				
③ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。				

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や本校の基本方 針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。 また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び 家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

# 鉾田市立鉾田南中学校いじめ防止対策推進委員会 設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号として平成25年6月28日 に公布、最終改正平成28年5月20日法律第47号)に基づき、鉾田市立鉾田南中学校いじ め防止対策推進委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が、校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、生徒・保護者に対していじめ防止 について組織的・積極的・継続的に対応する姿勢を明確にするとともに、いじめ防止等に対 する学校の徹底した取組を通して、未然防止及び再発防止に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 「いじめ防止対策推進委員会」の委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主 任、養護教諭、その他実態に応じて校長が必要と認める者で構成する。

(取組内容)

- 第4条 「いじめ防止対策推進委員会」は次の役割を担う。
  - (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
    - ① いじめの未然防止のための組織づくり
    - ② 道徳教育の充実
    - ③ 早期発見のための措置
      - ・生徒対象「学校生活アンケート」の実施(毎月1回程度)
      - ・保護者対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)
    - ④ 相談体制の確立
      - ・教育相談の実施(学期に1回)
      - スクールカウンセラーとの面談
    - ⑤ 携帯電話・インターネット等によるいじめに対する対策の推進
      - ・生徒、保護者向け「ケータイ・インターネット等の正しい使い方」についての周知、研修会の実施
    - ⑥ 生徒会活動等による「いじめ防止キャンペーン」等の推進
  - (2) いじめの実態の状況把握
  - (3) いじめを受けた生徒及び保護者に対する相談、支援
  - (4) いじめを行った生徒及び保護者に対する指導、助言
  - (5) いじめに関する研修及び専門的な知識を有する者との連携
  - (6) その他いじめの防止と対応に係ること
  - (7) それぞれの取組の具体については、別途定める。

(会議・運営)

- 第5条 「いじめ防止対策推進委員会」は、校長が招集し、原則年間2回開催する。ただし、状況 に応じて即時開催するものとする。
- 第6条 この「いじめ防止対策推進委員会設置要項」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等 必要な事項は、校長が定める。

平成25年7月15日策定令和元年8月19日改訂令和2年4月1日改訂令和2年10月23日改訂令和3年4月1日改訂令和4年4月15日改訂